



Title	イギリス史研究におけるパブリック・ミーティング： 研究の現状と課題
Author(s)	中村, 武司
Citation	パブリック・ヒストリー. 2023, 20, p. 1-16
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/91228
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

イギリス史研究におけるパブリック・ミーティング

研究の現状と課題

中村武司

はじめに

近代イギリスのパブリック・ミーティング (public meeting) を論じることには、少なからず困難がつきまとう。理由のひとつは、英語の「パブリック」(public) という言葉の多義性・包括性にある。形容詞としての「パブリック」の場合、日本の「公」概念のように、国家など公権力と重なることもあるが、むしろ社会に広く開かれたもの、あるいは国民のような共同体の構成員全体とその利益にかかわるものとして理解される。対義語である「プライベート」⁽¹⁾ (private) ならざるものという意味で考えてもよかろう。それでは、「パブリック・ミーティング」をどう訳したらよいのか。訳語の候補として、「公開集会」、「公共集会」、「公的集会」などがあげられる。だが、英語の「パブリック」の含意に留意して過不足なく表現できているかというと、いずれもそうとはいえないばかりか——本稿ではやむを得ず「パブリック・ミーティング」とカタカナで表記するが——、その定義とは何か、その範疇に何が該当するのかについても、答えるのは容易なこととはいえない。

もうひとつの理由は研究史と関係する。歴史家たちは、18世紀以降のイギリス、とくに有名な政治運動や民衆政治をめぐる研究において、パブリック・ミーティングにしばしば言及するかそれを叙述してきた。奴隸貿易廃止運動、議会改革運動、カトリック解放運動、チャーティスト運動、穀物法廃止運動が例としてあげられよう。大きな問題は、多くの歴史家たちが、パブリック・ミーティングを与件としてあつかい、それ自体を研究に値する対象として批判的

(1) あくまで予備的な考察となるが、Google Books Ngram Viewer で public ならびに public meeting の頻度をそれぞれ調べてみると、前者は 18世紀中葉に急激に上昇し、1800 年以降は横ばいで続く一方で、後者の場合、同じく 18世紀中葉に上昇したのち、1820 年代以降にはさらに急激に上昇するも、1840 年代以降だいに下降していったことが確認できる。URL=<https://books.google.com/ngrams>.

(2) 意味の確認にあたり、『オクスフォード英語辞典』ならびにジョンソン博士の英語辞典 (1755 年) のオンライン版を参照した。Oxford English Dictionary, URL=<https://www.oed.com>; Johnson's Dictionary Online, URL=<https://johnsonsdictionaryonline.com>.

(3) 近世ヨーロッパにおける「公」と「私」、あるいは「パブリック」と「プライベート」という概念の問題については、ジョン・ブルー（大橋里見・坂下史訳）「これ、あれ、他者——17・18世紀における公共、社会、私」、同（近藤和彦編）『スキャンダルと公共圏』（山川出版社、2006 年）、37-82 頁をみよ。

に検討するという視点に欠けていたことにある。⁽⁴⁾ 21世紀以降にみられた、公共圏や世論（公論）形成への関心の高まりにもかかわらず、こうした状況がなお続いている。⁽⁵⁾

ところで与件であるということは、イギリスのような英語圏の国々において、パブリック・ミーティングがごくありふれたものでありつつも、制度化された政治機構あるいは政治文化の重要な構成要素であることを示唆している。この点においてこそ、パブリック・ミーティングを研究する意義の一端をみいだすことができる。非英語圏出身の歴史家であれば、近代イギリスのパブリック・ミーティングについて、従来とは異なる独自の視点や問題意識から全体像や特徴を考察できるかもしれない。本稿のねらいとは、その準備にむけて、近代イギリスのパブリック・ミーティングとその研究の現状を確認することにある。⁽⁶⁾

本稿は以下の構成のもと、議論を進める。まず第1章では、19世紀末にパブリック・ミーティングを論じたヘンリ・ジェフソンの『演壇』の内容を紹介したのち、第2章では歴史社会学者チャールズ・ティリによる争議集会の研究を検討する。第3章で焦点をあてるのは、パブリック・ミーティングとも関係する請願をめぐる近年の研究状況である。続く第4章では、請願とパブリック・ミーティングの権利の問題をとりあげることとする。

1 ヘンリ・ジェフソン『演壇』

近代イギリスのパブリック・ミーティングを論じた最初期の著作が、ヘンリ・ジェフソンの『演壇』⁽⁷⁾である。これは、全6部・全24章から構成される2巻本の大部の著作で、総頁数は900頁を超える。もとよりその体裁ないし特徴とは、ジェフソンのいう「演壇」と背景にある政治運動や事件について、18世紀後半から19世紀末までの時期を対象に年代記風に叙述するというものである。ジェフソンは執筆にあたり議会の議事録や当時の新聞・定期刊行物を数多く利用しており、パブリック・ミーティングについて比較的まとまった情報を提供しているほぼ唯一の著作であるため、現在でも参照に倣するといえるかもしれない。しかし紙幅の関係上、本

(4) 「イギリス史・アイルランド史文献データベース」(BBIH: Bibliography of British and Irish History, URL=<http://cpps.brepolis.net/bbih/search.cfm>) をもちいて、文献タイトルの項目に public meeting と入力してフレーズ検索すると、近代イギリスを対象とするものでヒットするのはわずかに1件、後述するチャールズ・ティリの論文しかない。フレーズ検索ではなく、meeting のかわりに assembly などの単語を入力して検索しても、関連しそうな文献はごく数件しかヒットしない。

(5) ジョアンナ・イニスも、少なくとも19世紀初頭にかんしては、パブリック・ミーティングの研究の不足を指摘している。同（大橋里見訳）「イギリス史研究における公共圏概念の登場」、大野誠編『近代イギリスと公共圏』（昭和堂、2009年）、3-44頁、とくに41-2頁。近世の公共圏の問題にかんしては、中野忠「公共圏——イギリス近世史の一視点から」、社会経済史学会編『社会経済史学の課題と展望』（有斐閣、2012年）、224-37頁も参照されたい。

(6) イギリスを対象としたものではないものの、オーストラリアを対象にパブリック・ミーティングを考察した先駆的な研究として、藤川隆男氏の論文があげられる。藤川隆男「パブリック・ミーティング研究へのアプローチ——19世紀オーストラリア史において」、『帝塚山大学紀要』25号（1988年）、35-54頁；同「オーストラリアのパブリック・ミーティング（1871-1901年）」、『西洋史学』156号（1989年）、211-27頁。

(7) Henry Jephson, *The platform: its rise and progress*, 2 vols (New York and London, 1892).

稿で詳しくその内容を紹介することはしない。

著者のヘンリ・ジェフソンを簡単に紹介しておく。⁽⁸⁾ ジェフソンは1844年生まれ、イングランド系アイルランド人の家系の出身で、若いころはアイルランドの公務員として働き、1880年以降はのちにイギリスの首相となるサー・ヘンリ・キャンベル＝バナマンをはじめとする3人のアイルランド首席政務官の秘書を務めた。1885年の庶民院総選挙では、落選に終わったとはいえ、シロープシアのオズウェストリ選挙区から自由党の候補として出馬した。そのころ、ジェフソンはロンドンに移住したと考えられる。1901年のロンドン市議会 (London County Council) 選挙では革新党の候補としてノース・ケンジントン選挙区から出馬し当選、1907年の選挙では落選したものの、1910年にはウェスト・イズリントン選挙区から議員として返り咲くなど、都合13年間にわたりロンドン市政に貢献した。⁽⁹⁾ 1914年1月に69歳で死去。『演壇』以外の著作として、『眞のフランス革命家』(1899年) や『ロンドンの公衆衛生の発展』⁽¹⁰⁾ (1907年)、『近代ロンドンの形成』(1910年) がある。

話を『演壇』に戻すことにしよう。ジェフソンのいう「演壇」とは何か。彼が採用した定義はかなり包括的なもので、「パブリック・ミーティングにおけるあらゆる政治演説」、換言すると「議会外の政治演説」ということになる。ジェフソンはまた、一方では議会における演説、⁽¹¹⁾ 他方では新聞など活字メディアのあいだを埋めるものとして「演壇」を重視してもいる。彼はこうも記している。「この王国の政治機構のなかでも、19世紀の最後の10年間において、『演壇』以上にすぐれて重要なものは存在しない」。『演壇』とは、政治演説もしくは政治的コミュニケーションとそれをめぐる空間に光をあてた著作といえよう。

それでは、「演壇」はどのようにして形成されたのか。ジェフソンによれば、17世紀末にいたるまで、「演壇」もしくは政治的なパブリック・ミーティングはほぼ存在しなかったとされる。しかしながら、のちのパブリック・ミーティングの先例として、彼が18世紀前半の大規模な宗教集会に注目したのは興味深い。ジョン・ウェズリー やジョージ・ホワイトフィールドらメソディスト派の活動によって、多数の民衆が屋外で開催される集会で演説を聞く機会を獲得したのである。同時にこうした宗教集会は、集会や演説の形式だけでなく、組織形態についても先例を提供することになったとされる。⁽¹²⁾

屋外での開催という点に注目するのであれば、大規模な宗教集会と、19世紀前半に頻繁に

(8) ジェフソンの経歴については、新聞各紙に掲載された彼の死亡記事を参照した。E.g., *The Daily News*, 3 February 1914, p. 7; *Holloway Press*, 6 February 1914, p. 5; *Shoreditch Observer*, 7 February 1914, p. 3.

(9) Cf. John Woppard and Alan Willis (eds), *Twentieth century local election results, I: election results for the London County Council, 1889-1961 and London metropolitan boroughs, 1900-1928* (Plymouth, 2000), pp. 9, 11, 13, 15.

(10) Henry Jephson, *The real French revolutionist* (London, 1899); idem, *The sanitary evolution of London* (New York, 1907); idem, *The making of modern London: progress and reaction* (London, 1910).

(11) Idem, *The platform*, i, pp. xix-xx.

(12) *Ibid.*, p. 3.

(13) *Ibid.*, pp. 4-6.

開催されたマス・プラットフォームとの関係にも注意を払ってもよいかもしれない。⁽¹⁴⁾ だが、宗教集会が政治集会にほんとうに影響を与えたのかどうかは、慎重に検討されなくてはならない。「演壇」もしくは政治的なパブリック・ミーティングの原型を考えるうえで、むしろ重要なのは州集会である。18世紀のイギリスでは、重要な問題や緊急事態にさいして、州統監が治安判事や自由土地所有者を召集して、対策を検討していた。ジェフソンは、「演壇」の起源が、⁽¹⁵⁾ 18世紀イギリスの国制に胚胎していたと論じたのである。この州集会が、ウィルクス事件を契機として、1760年代以降数多く開催されることとなる。アメリカ独立戦争と連動して、1770年代から80年代にかけて展開したヨークシア運動がその傾向をいっそう強めた。イギリスにおける市民的公共圏の成立あるいは議会外勢力の成長の問題を考えるうえでも、こうした政治運動や事件はしばしば重視されてきた。⁽¹⁶⁾

イギリスの国制に起源があるという意味でも、なぜパブリック・ミーティングが開催されたのかを考えるうえでも重要なのは、請願の権利である。『演壇』には、1689年の権利の章典によって、臣民が国王あるいは議会両院に請願する権利が保証されたとある。ただし、この記述は正確なものではなく、『演壇』が出版された当時の通念をあらわしているといってよい。権利の章典で認められていたのは、臣民が国王に請願する権利であって、議会に請願できるか否かをめぐっては、その後もたえず議論されていた。この問題はのちほど考えることとしよう。いずれにしてもジェフソンは、請願を提出するためにパブリック・ミーティングが頻繁に開催されたことから、「演壇」の起源ないし原型が、「公的請願の起源」と軌を一にしていたと考えていたのである。⁽¹⁸⁾

先述したジェフソンの経歴からわかるように、彼は大学に籍を置く歴史家ではなく、『演壇』もまた、歴史学の成果というわけではない。出版当時は、政治科学や社会学の書とみなされて⁽¹⁹⁾ いた。現在では、民衆政治を考察した先駆的な例として評価されることもある。もっとも、著者の政治上の立場もあいまって、『演壇』には当時のリベラリズムの思潮が色濃く反映されている。「演壇」やパブリック・ミーティングの歴史が、最終的には「デモクラシーの勝利」

(14) E.g., J. C. Belchem, 'Henry Hunt and the evolution of the mass platform', *English Historical Review*, xciii (1978), pp. 739–73; *idem*, 'Orator' Hunt: *Henry Hunt and English working-class radicalism* (Oxford, 1985).

(15) Jephson, *The platform*, i, p. 8.

(16) これにかんしては、ユルゲン・ハーバーマス（細谷貞雄・山田正行訳）『公共性の構造転換——市民社会の一カテゴリーについての探求』（未来社、1994年）、94–5頁；青木康「議会外勢力の成長——18世紀末のイギリス政治」、『歴史学研究』659号（1994年）、31–40、73頁を参照のこと。

(17) 権利の章典（「臣民の権利および自由を宣言し、王位継承を定める法律」）の第5条にはこうある。「国王に請願することは臣民の権利であり、このような請願をしたことを理由とする収監または訴追は、違法である」。訳文は以下を参照した。歴史学研究会編『〈世界史史料6〉ヨーロッパ近代社会の形成から帝国主義へ——18・19世紀』（岩波書店、2007年）、5頁。

(18) Jephson, *The platform*, i, pp. 10–4.

(19) Franklin H. Giddings, '[Book Review] *The platform: its rise and progress*, by Henry Jephson', *Political Science Quarterly*, vii (1892), pp. 736–9.

(20) Rohan McWilliam, *Popular politics in nineteenth-century England* (London and New York, 1998), p. 15. 松塚俊三訳『19世紀イギリスの民衆と政治文化——ホブズボーム・トムソン・修正主義をこえて』（昭和堂、2004年）。

にいたる過程として同書で叙述されることにそれを看取できる。⁽²¹⁾ デモクラシーあるいは民主化との関係から、はたしてパブリック・ミーティングを考えるべきかをめぐっては、研究を進めるにあたり避けられない問題といえよう。

2 チャールズ・ティリの研究とその限界

パブリック・ミーティング研究の現状を考えるうえで無視できないのは、アメリカの歴史社会学者チャールズ・ティリによる「争議集会」(CGs: contentious gatherings)、あるいは民衆の集団抗議行動についての研究である。

同じく歴史社会学者といつても、ほぼ同世代のイマニュエル・ウォーラースteinとは対照的に、日本語に訳されたチャールズ・ティリの著作はほぼ皆無であるといってよい。だが、彼の研究領域は多岐にわたる。日本でも比較的よく知られているのは、国家論にかんするものであろう。西ヨーロッパにおける戦争と国家形成の関係について、「戦争が国家をつくり、国家が戦争をつくる」という格言を残している。⁽²²⁾ ティリの研究は、ジョン・ブルーアの財政軍事国家論にも少なからず影響を与えたと考えられる。⁽²³⁾ 国家論以外でも、民主化や集団行動、社会運動などを対象に、じつに多くの著作を世に問うてきた。⁽²⁴⁾ 本稿ではパブリック・ミーティング研究との関係から、1995年の著作『イギリスにおける民衆争議、1758～1834年』に注目したい。⁽²⁵⁾

同書は、ティリとその研究協力者たちによる20年以上にわたる共同研究の成果と呼ぶべきもので、研究の中心となるのは、「争議集会」にかかわるデータの収集ならびに分析である。ティリがいう「争議集会」とは、10人以上の人びとが、政府以外で広くアクセスできる場所に集い、彼らの利害に影響する要求のための機会を意味する。⁽²⁶⁾ ティリらは、1758年から1834年の時期を対象に、『タイムズ』や『ジェントルマンズ・マガジン』、『アニュアル・レジスタ』のような当時の新聞・雑誌や、議会資料などの定期刊行物から争議集会にかかわるデータを抽

(21) Jephson, *The platform*, ii, pp. 464–5.

(22) わざかに、Charles Tilly, *From mobilization to revolution* (New York, 1978) が日本語に訳されたにすぎない。堀江湛監訳『政治変動論』(芦書房、1984年)。

(23) Charles Tilly, 'Reflections on the history of European state-making', in idem (ed.), *The formation of national states in western Europe* (Princeton, 1975), pp. 3–83, esp. p. 42. ティリの国家論にかんしては、佐藤成基『国家の社会学』(青弓社、2014年)、第4章を参照のこと。

(24) John Brewer, *The sinews of power: war, money and the English state, 1688–1783* (London, 1989). 大久保桂子訳『財政=軍事国家の衝撃——戦争・カネ・イギリス国家 1688–1783』(名古屋大学出版会、2003年)。ブルーアは同書のはしがきで、ほかの研究者とならんでティリへの謝辞を記している。Ibid., p. xii.

(25) ティリの社会学・政治学研究については、小川有美「戦争する国家、たたかう人々——C. ティリーの変動の政治学」、『年報政治学』64卷3号(2014年)、36–61頁などをみよ。

(26) Charles Tilly, *Popular contention in Great Britain, 1758–1834* (Oxford and New York, 2016, originally published in 1995). 同書のエッセンスを簡潔にまとめた論文として、ティリの死後に刊行されたidem, 'The rise of the public meeting in Great Britain, 1758–1834', *Social History Science*, xxxiv (2010), pp. 291–8がある。

(27) Idem, *Popular contention*, p. 63.

出し、データベースを構築した。データベースには 8,088 件もの争議集会の情報が含まれているものの、対象とした時期について網羅的に調査したわけではないことに注意しなければならない。1758 年から 1820 年にかんしては、任意で選択された 13 の年を対象としており、争議集会の開催地も、ロンドンならびにその周辺の諸州であるミドルセクス、サリー、ケント、サセックスに限定され、その数は 1,204 件となる。それにたいして、1828 年から 1834 年は毎年データを収集し、地理的範囲もブリテン島全域におよび、データベースに含まれた争議集会の数は 6,884 件に達する。⁽²⁸⁾ ティリの研究に依拠して、争議集会の開催件数の推移をあらわしたのが、図 1 である。

ティリの著作において中核となる議論とは、18 世紀後半から 19 世紀前半にかけて、当時のイギリスの民衆の公領域への参加や抗議形態が、暴力的なものから平和なものに変化するとともに、パブリック・ミーティングの件数が大きく増加したことである。⁽²⁹⁾ その背景として、ティリは、国政における議会の重要性の高まりをとくに重視しており、民衆争議の「議会化」(parliamentarization) を主張した。従来の民衆の集団行動の対象は、もっぱら特定の地域あるいは自分たちの周囲の係争問題に限定され、しばしば自発的なものであった一方で、19 世紀に入るとしだいに全国的で、とりわけ議会で解決をはかるべく、より制度化され洗練された形式に変化したというのである。このティリの知見は、後述するイギリスの請願研究にも影響を与えた。

ティリの研究にかんしては、その目的論的・還元論的な論調からさまざまな批判が出ている。とはいっても、近代イギリスのパブリック・ミーティングのみならず、イギリスの公共圏や民主化の問題を考えるにあたり、出発点となりうることは否定できない。歴史社会学の研究ということもあって、データベースの分析だけではなく、膨大な数のイギリス史研究の成果を参照して総合化・理論化が試みられていることも、その特徴としてあげられる。しかしながら、現在の研究状況からすると、彼の主張はそのまま維持することは不可能であるといわざるを得ない。さしあたり、その理由として 2 点あげることができる。ひとつは、ティリが対象とした時空間の問題がある。あつかった年代はおよそ網羅的ではないばかりか、地理的範囲もイングランド南東部におおむね限定されており、イングランド北西部はしかるべき考察されてはいない。これとも関連するが、いまひとつは資料の問題もある。ティリとその研究協力者たちが、北アメリカという研究環境において、作業を進めたのは 1970 年代・80 年代のことであった。⁽³⁰⁾ 8,000 件以上の争議集会の情報を収集し、データベースを構築するというのは、その当時としては、すぐれて先端的であったとみなせるかもしれない。だが 21 世紀に入ると、研究の地平は一変

(28) *Ibid.*, pp. 63–4, 393.

(29) *Ibid.*, pp. 96–105.

(30) *Ibid.*, chapter 3; *idem*, ‘The rise of the public meeting’.

(31) *Idem*, ‘Parliamentarization of popular contention in Great Britain, 1758–1834’, *Theory and Society*, xxvi (1997), pp. 245–73.

(32) *Idem*, *Popular contention*, preface.

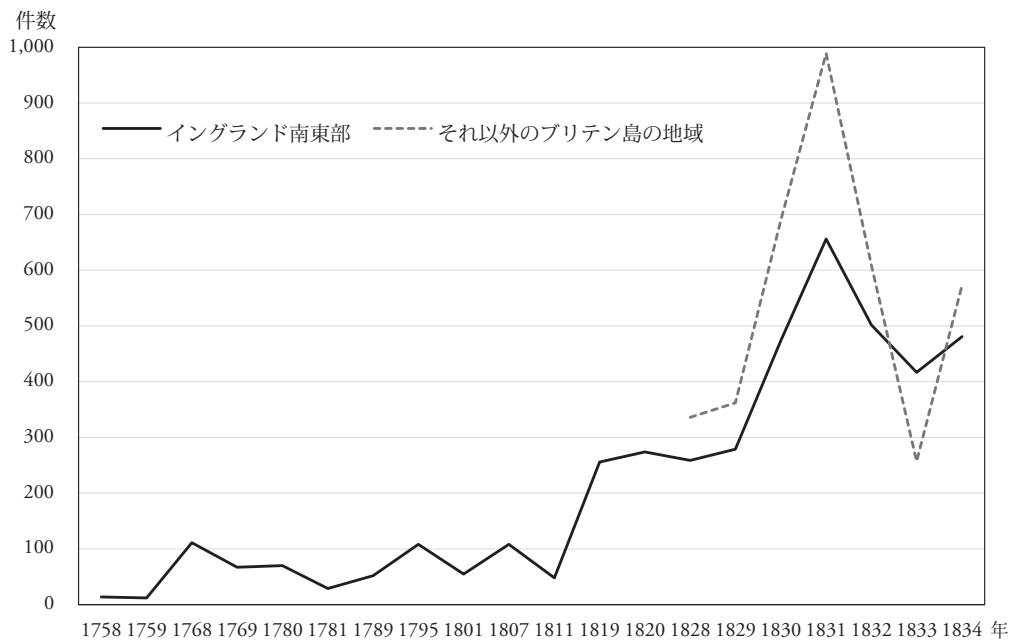


図1 イギリスにおける争議集会、1758–1834年

典拠：Charles Tilly, *Popular contention in Great Britain, 1758–1834* (Oxford and New York, 2016), p. 88 より作成。

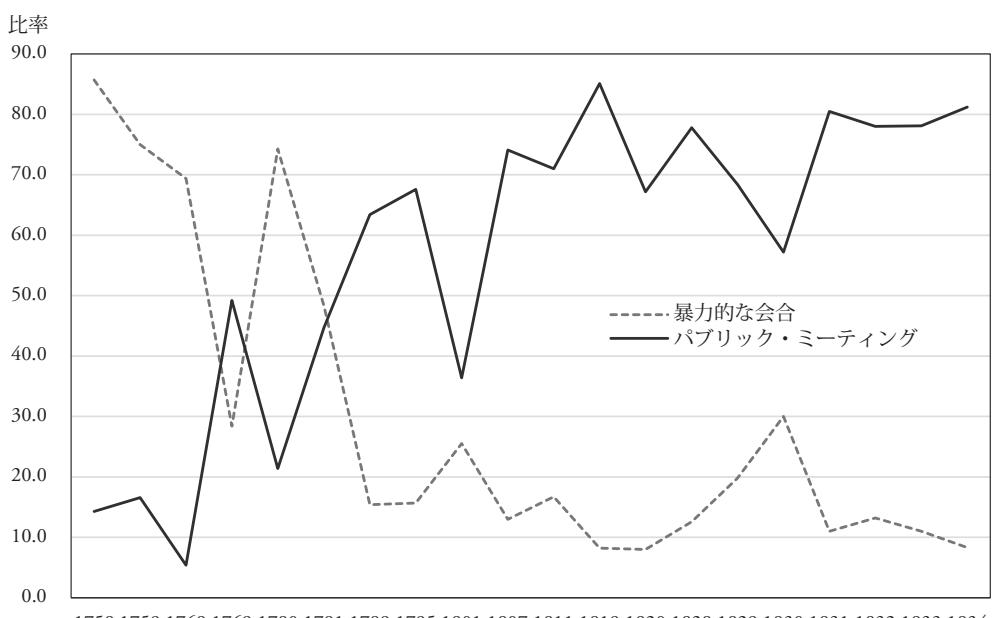


図2 争議集会の形態、1758–1834年

典拠： Tilly, *Popular contention*, pp. 342–3 より作成。



図3 「パブリック・ミーティング」の検索件数、1700–1949年

典拠：British Newspaper Archive (URL= <https://www.britishnewspaperarchive.co.uk>) より作成。

した。デジタル・ヒューマニティーズやデジタル・ヒストリーが大きく進展したのである。⁽³³⁾ ティリが主要な資料として利用した新聞・定期刊行物についても、『タイムズ』紙のオンライン版のような新聞資料のデータベースが整備・公開されたことで、研究者が利用し参照できる情報量は劇的に増加した。

これについて少し考えるために、図3を用意した。このグラフは、英国図書館（The British Library）が提供する「イギリス新聞アーカイヴ」（BNA: British Newspaper Archive）を利用して、1700年から1949年の時期を対象に、広告記事に限定して public meeting とフレーズ検索した結果を整理したもので、検索件数は163,181に達する。重複などは一切考慮せず、また18世紀のロンドンの新聞がデータベースにほとんど含まれていないといった問題があるものの、検索結果から次のように述べることができよう。パブリック・ミーティングの検索数が1760年代以降しだいに増加すること、とくに1830年代以降急増し、1860年代にピークに達すること、その後も増減をくりかえして、最終的には1890年代以降大きく減少してゆく。パブリック・

(33) デジタル・ヒューマニティーズについては、小風尚樹ほか編『欧米圏デジタル・ヒューマニティーズの基礎知識』（文学通信、2021年）が議論の出発点となるだろう。日本の歴史学の学術誌でも、近年、デジタル・ヒストリーをめぐる特集がしばしば組まれている。『西洋史学』269号（2020年）から連載されている小特集「Digital History Insights」や『歴史学研究』1000号（2020年）の特集「進むデジタル化と問われる歴史学」、『クリオ』34号（2020年）の特集「デジタル・ヒストリーの諸実践」をみよ。

(34) URL= <https://www.britishnewspaperarchive.co.uk>.

ミーティングを考えるうえで、ティリが考察の終点とした1830年代以降こそがむしろ重要なことを検索結果はしめしている。

3 請願研究の進展

18世紀以降を対象としたイギリス史研究において、パブリック・ミーティングと密接に関連するものの、同様に考察が不十分であった研究対象として、請願があげられる。しかしながら近年、リチャード・ハジーとヘンリ・ミラーの共同研究を中心に、請願研究は急速に進展⁽³⁵⁾し、2019年には『社会科学史』誌 (*Social Science History*) で19世紀における請願を対象とした特集が組まれた。本稿では、彼らの研究成果を参考にしつつ、パブリック・ミーティングとの関係に注目して、当時の請願について説明することにしたい。

近代とは異なり、中世・近世イングランドにおける請願を考察した研究は数多く出版されている。一例をあげると、デイヴィッド・ザレットは、内戦期の印刷文化と公共圏を考察した著作において、請願もまた「民主文化の起源」になったと論じている。⁽³⁶⁾なるほど、17世紀中葉以降、君主あるいは議会に提出される請願の数は増加してゆく。マーク・ナイツによると、1640～1720年の時期と、さらには1780～1850年の時期に数多くの請願や上奏文 (address) などが提出された。まずは前者の時期を確認しておこう。

1640～1720年の場合、いわゆる「根絶請願」に代表される請願も提出されていたものの、数のうえで顕著なのは、君主にあてた上奏文である。新しい君主の即位やイギリス軍の勝利など、祝辞を述べるものが多くを占めていた。たとえば、アン女王の治世では、度重なるスペイン継承戦争での勝利や1707年のスコットランドとの合同を祝うための上奏文が目立つ。1714年から翌年にかけては、ジョージ1世の即位を祝福した443もの上奏文が提出された。ただし、請願や上奏文の署名数が1万を超えることもあったとはいえ、多くの場合、詳細は判然としない。⁽³⁹⁾

(35) E.g., Richard Huzze and Henry Miller, 'Petitions, parliament and political culture: petitioning the House of Commons, 1780–1918', *Past and Present*, ccxlviii (2020), pp. 123–64; idem, 'The politics of petitioning: parliament, government and subscriptional cultures in the United Kingdom', *History*, cvi (2021), pp. 221–43; idem, 'Colonial petitions, colonial petitioners and the imperial parliament, ca. 1780–1914', *Journal of British Studies*, lxi (2022), pp. 261–89. 2023年には、彼らの共同研究の成果である次のモノグラフが刊行される予定である。Henry Miller, *A nation of petitioners: petitions and petitioning in the United Kingdom, 1780–1918* (Cambridge, 2023, forthcoming).

(36) *Social Science History*, xlivi (2019): 'The transformation of petitioning'.

(37) David Zaret, *Origins of democratic culture: printing, petitions and the public sphere in early-modern England* (Princeton, 2000).

(38) Mark Knights, *Representation and misrepresentation in later Stuart Britain: partisanship and political culture* (Oxford, 2005), pp. 116–9; idem, 'Participation and representation before democracy: petitions and addresses in premodern Britain', in Ian Shapiro, Susan C. Stokes, Elizabeth Jean Wood and Alexander S. Kirshner (eds), *Political Representation* (Cambridge, 2009), pp. 35–57, esp. pp. 40–2; idem, 'The lowest degree of freedom': the right to petition parliament, 1640–1800', in Richard Huzze (ed.), *Pressure and parliament: from civil war to civil society* (Chichester, 2018), pp. 18–34.

(39) Knights, 'Participation and representation', pp. 45–8. ナイツはまた、上奏文のための活動と選挙運動との密接な関係にも言及している。Idem, 'The lowest degree of freedom', p. 20.

むしろこの時期の大きな特徴とは、内戦期を別にすると、政治上あるいは宗教上の不満にたいする抗議のために、請願を提出する機会が限られていたことである。その背景のひとつに、王政復古の翌年の 1661 年に制定された法律がある。「国王陛下もしくは議会にむけて、公の請願もしくはその他の上奏文の準備または提出を口実とする暴動もしくは無秩序を禁止する法律」('An Act against Tumults and Disorders upon pretence of preparing or presenting publick Petitions or other Addresses to His Majesty or the Parliament')、簡単に「暴動請願禁止法」(Tumultuous Petitioning Act) と呼ばれるこの法律は、請願を提出する人数を 10 人に制限しただけでなく、3 人以上の治安判事か大法廷の過半数に承認されなければ、20 人以上が署名した請願を提出してはならないと定めたのである。⁽⁴⁰⁾ この法律は内戦期にみられた政治上・宗教上の問題への請願を規制することを目的としていた。権利の章典によって請願の権利が確認されたとはいえ、1661 年法の結果、経済や地域をめぐる問題に焦点をあてた請願の提出がかえって促されたと⁽⁴¹⁾ いう。

このような 17 世紀中葉から 18 世紀初頭の状況にたいして、国王や議会に提出される請願がふたたび大きく増加するのは、18 世紀後半以降のことである。こうした請願運動の大規模化・大衆化の要因として、(1) 奴隸貿易・奴隸制廃止運動、(2) 議会改革、(3) フランス革命にともなう政治の二極化、(4) カトリック解放や審査法廃止に関連する宗教上の問題の 4 つが考えられる。⁽⁴²⁾ このなかでも、請願の提出数や署名数においても、過去に例をみない規模での請願運動が展開されたという意味においても重要なのは、(1) の奴隸貿易・奴隸制廃止運動である。⁽⁴³⁾ その特徴をいくつかあげておく。この運動において廃止論者たちは、新聞各紙に請願を呼びかける広告を掲載し、ほかの地域からの請願の提出を大きく刺激した。彼らはまた、請願を提出するにあたり、パブリック・ミーティングの開催を重視したことにも注目しなければならない。廃止論者とその支持者たちは、パブリック・ミーティングで請願に帰結する決議を審議・採択したのち、幅広く署名を集めることができた。奴隸貿易・奴隸制廃止運動が、運動全体を統括

(40) 13 Car. II, c. 5.

(41) Knights, "The lowest degree of freedom", pp. 21–2; Huzsey and Miller, 'Petitions, parliament and political culture', pp. 128–9. 関連して述べておくと、名誉革命以降、議会が毎年開催されるようになると、経済や地域にかんする問題の解決のために、都市共同体や商工業の各種団体などが議会に請願を提出し、委員会での検討や議会の審議を経て、立法化される案件が大きく増加した。詳しくは、Julian Hoppit, 'Patterns of parliamentary legislation, 1660–1800', *Historical Journal*, xxxix (1996), pp. 109–31; idem, 'Petitions, economic legislation and interest groups in Britain, 1660–1800', in Huzsey, *Pressure and parliament*, pp. 52–71 をみよ。松園伸『産業社会の発展と議会政治——18 世紀イギリス史』(早稲田大学出版局、1999 年)、第 3 章；坂下史「地域社会のダイナミズム」、近藤和彦編『長い 18 世紀のイギリス——その政治社会』(山川出版社、2002 年)、53–81 頁もあわせて参照されたい。

(42) Knights, 'Participation and representation', pp. 41–2; idem, "The lowest degree of freedom", p. 20.

(43) 概数をあげると、1792 年に奴隸貿易の廃止をもとめて議会に提出された請願の数は 500 を超え、署名数は 40 万に達したほか、1814 年の奴隸に反対する請願の数は 800 で署名数は 75 万、奴隸制廃止の前年である 1833 年に提出された同様の請願の数は 5,000 で署名数は 150 万を数えた。Knights, 'Participation and representation', pp. 47–8.

(44) さしあたり、布留川正博『イギリスにおける奴隸貿易と奴隸制の廃止——環大西洋世界のなかで』(有斐閣、2020 年)；田村理『人権論の光と影——環大西洋革命期リヴァプールの奴隸解放論争』(北海道大学出版会、2021 年) をみよ。

するアソシエイションを結成し、中央からの指令で戦略的に請願を準備・提出すべく、地方の支部を組織化し連携させるという新しい側面をもつ一方で、既存の宗教ネットワークに大きく依存し、非国教徒やメソディスト派などを運動に動員しようとしたことも重要である。ここに、⁽⁴⁵⁾ヘンリ・ジェフソンのいう宗教集会と政治集会——宗教上の「演壇」と政治上の「演壇」——のあいだの重要な結節点ないし密接な関連性をみてもよからう。

1780年から1918年にかけての「長い19世紀」における請願はどうか。先述したハジーとミラーが、この時期に議会に提出された請願にかんして詳細な分析を試みているので、彼らの研究に依拠して、具体的な請願の数や特徴を考えることにしよう。ただしその場合、1833年を境に資料状況が大きく変化したことをまず理解しておく必要がある。大量に提出される請願により議会の審議の時間が割かれるのを避けるために、この年、公的請願特別委員会（the Select Committee on Public Petitions）が設置され、議会に提出された請願を対象に、署名数や争点、請願者などの情報を体系的に記録し、報告するようになった。その報告書は、近年デジタル化され、ほかの議会資料と同様にプロクエスト社からオンライン版が提供されている。⁽⁴⁶⁾なお1833年以前に議会に提出された請願の場合、『庶民院議事日録』（*Journals of the House of Commons*）などを利用して、地道に調べるほかない。⁽⁴⁷⁾

長い19世紀において、庶民院に提出された請願の数を整理したのが表1である。表にある「新しい分類」とは、公的請願特別委員会の報告書にほんらい存在したものではなく、ハジーとミラーが追加し整理したものである。1780～1832年には、4,244の争点にたいして47,219の請願が提出された一方で、1833～1918年には、29,562の争点にたいして953,926の請願が提出された。議会の一会期あたりの数字をみると、前者の時期は、争点の数はおよそ80で、請願数は891、それにたいして後者の時期は、争点の数は348、請願数は11,223となる。両者をくらべると、争点の数は4倍以上、請願数は12倍以上に増加したこととなる。とはいっても、請願の増加を、単純に人口成長の反映とみることはできない。ハジーとミラーは、1801年から41年にかけて、イギリスの人口は76パーセント増加した一方で、提出された請願の増加率は12,000パーセントにおよんだと論じている。⁽⁴⁸⁾1833年以降は、署名数も判明する。その総計は1億6,000万を超え、議会一会期あたり200万近い数字となる。⁽⁴⁹⁾

それでは19世紀以降、なぜ庶民院に提出される請願がかくも増加したのか。その大きな背景として、大規模な請願運動があげられる。このことは、ある特定の争点を対象とした請願

(45) Henry Miller, 'Petition! Petition!! Petition!!! Petitioning and political organization in Britain, c. 1700–1850', in Henk te Velde and Maartje Janse (eds), *Organizing democracy: reflections on the rise of political organizations in the nineteenth century* (Basingstoke, 2017), pp. 43–61, esp. p. 47.

(46) Huzzey and Miller, 'Petitions, parliament and political culture', pp. 132–3.

(47) *Public petitions to parliament, 1833–1918*. URL=<https://about.proquest.com/en/products-services/publicpetitionsparliament/>.

(48) Huzzey and Miller, 'Petitions, parliament and political culture', pp. 136–40. 時系列上の推移を確認すると、1820年代以降、争点と請願の数が大きく増加する一方で、19世紀末になると減少に転じる。ただしこれは、請願に代表される政治的な署名活動全般が衰退ないし停滞したことを意味するものではない。議会ではなく、君主や首相に請願を提出する事例が20世紀に入ると増加したのである。

(49) *Ibid.*, p. 136.

表1 庶民院に提出された請願、1780–1918年

(1) 1780–1832年

分類	争点		請願		署名	
	数	%	数	%	数	%
議会	259	6.1	5,553	11.8		
教会	384	9.0	10,261	21.7		
植民地	251	5.9	10,042	21.3		
租税	1,395	32.9	11,152	23.6		
〈新しい分類〉						
社会	495	11.7	2,994	6.3		
法律	331	7.8	1,797	3.8		
経済	821	19.3	4,331	9.2		
インフラ・通信	211	5.0	652	1.4		
戦争と和平	97	2.3	437	0.9		
合計	4,244	100.0	47,219	100.0		

(2) 1833–1918年

分類	争点		請願		署名	
	数	%	数	%	数	%
議会	2,048	6.9	67,451	7.1	24,939,922	15.1
教会	3,530	11.9	338,431	35.5	55,575,696	33.7
植民地	1,434	4.9	21,776	2.3	4,804,034	2.9
租税	3,503	11.8	139,221	14.6	23,887,047	14.5
〈新しい分類〉						
社会	7,054	23.9	276,012	28.9	37,967,562	23.0
法律	3,550	12.0	26,375	2.8	6,917,932	4.2
経済	4,094	13.8	32,091	3.4	4,456,778	2.7
インフラ・通信	3,733	12.6	38,407	4.0	3,861,587	2.3
戦争と和平	616	2.1	14,162	1.5	2,396,328	1.5
合計	29,562	100.0	953,926	100.0	164,806,886	100.0

典拠：Richard Huzzey and Henry Miller, 'Petitions, parliament and political culture: petitioning the House of Commons, 1780–1918', *Past and Present*, ccxlvii (2020), p. 135 より作成。

数ならびに署名数がとくに多かったことにうかがわれる。1833～1918年の時期において、たとえば337の争点だけで、60万近くの請願が提出された。総計に占める比率は、前者はわずか1.1パーセント、ところが後者は62パーセントにも達したのである。1843年には最大となる33,764もの請願が議会に提出されたが、およそ9割が、穀物法か工場法の教育条項への反対を表明するためのものだった。先述した奴隸貿易・奴隸制廃止運動と同様に、単一争点を対象とした請願運動が、請願数ならびに署名数の増加に拍車をかけたのである。請願の署名数が世論のバロメーターとみなされるようになったこと、それゆえにある争点をめぐって請願の提出

(50) Ibid., pp. 142–4. 穀物法廃止をめぐる請願運動にかんしては、Miller, 'Popular petitions and the corn laws, 1833–1846', *English Historical Review*, cxxvii (2012), pp. 882–919; idem, 'Petition! Petition!! Petition!!!', pp. 53–6. 穀物法廃止運動に注目して、19世紀中葉の民衆の抗議形態や政治文化を考察した近年の研究として、小西正紘「「嘘つき首相」を燃やせ！——1840年代初頭のイギリスにおける自由貿易と民衆政治文化」、『史学雑誌』131編3号(2022年)、1–33頁がある。

の応酬がみられたことも、そうした傾向をいっそう強めた。⁽⁵¹⁾

このように大量の請願が議会に提出されるにあたっては、パブリック・ミーティングが頻繁に開催された。「レスペクタブル」な請願者たちが、州や都市の当局にパブリック・ミーティング開催にむけて署名を集めた申請書を提出し、同時にそれを主宰するようにもとめた。開催の前提条件となる申請書の署名活動は、パブリック・ミーティングにおける演説や決議となるべく、請願運動の基礎といべき、地域社会で広くみられた組織活動であった。この場合、議会への請願の提出こそが、パブリック・ミーティングの開催を正当化したことにも注意しなくてはならない。19世紀以降、請願が国制に由来するものと考えられたために、州や都市当局が開催を拒絶するのは難しくなったのである。⁽⁵²⁾ 後年になると、申請書の提出さえもまれになってゆく。⁽⁵³⁾

4 請願とパブリック・ミーティングの権利

ここまで議論からすれば、請願とパブリック・ミーティングの関係は、疑問の余地なく重要であると考えられるかもしれない。しかしながら、忘れてはならないことがある。議会への請願にしても、パブリック・ミーティングにしても、イギリスの国制に由来するとしばしば考えられたにもかかわらず、両者の権利ないし自由を明文化した法が長らく存在しなかったことである。請願およびパブリック・ミーティングの権利は、近代イギリスの歴史をつうじて、たえず問い合わせられてきた。前者による後者の正当化も、18世紀後半から19世紀前半にかけての歴史的脈絡にそくして考察しなければならない。

長い18世紀において、権利の章典によって認められた臣民の請願の権利は、政治的立場や党派の違いにかかわらず、ひとつの共通理解となっていた。しかしそれは、あくまで君主に請願する権利であって、議会に請願できるか否かについては、見解が分かれていたのである。請願の権利に内在する曖昧さは、18世紀後半以降に前景化する。名誉革命以降、議会が毎年開催されることで、その権威が高まった一方で、世論の形成や政治意思の表明にあたり、請願が重要な手段となっていましたからである。⁽⁵⁴⁾

マーク・ナツによる、請願の権利をめぐる議論には、3つの特徴がみられた。ひとつは、人民主権（*popular sovereignty*）の主張である。換言すると、代表たる庶民院議員にたいする民衆の優越が唱えられるようになった。議会主権と人民主権のあいだの摩擦ないし対立が激しくなったともいえよう。後者を重視する急進派にとっては、臣民からの請願の軽視・無視は、議

(51) Miller, 'Petition! Petition!! Petition!!!', pp. 52–3.

(52) Huzzey and Miller, 'Petitions, parliament and political culture', pp. 146–7. 詳細については、Huzzey, 'A microhistory of British anti-slavery petitioning', *Social Science History*, xlivi, pp. 599–623 をみよ。

(53) Miller, 'Petition! Petition!! Petition!!!', p. 50; idem, 'Petitioning and demonstrating', in David Brown, Robert Crowcroft and Gordon Pentland (eds), *The Oxford handbook of modern British political history* (Oxford, 2018), pp. 452–68, esp. pp. 456–7.

(54) Huzzey and Miller, 'The politics of petitioning', p. 238.

(55) Knights, "The lowest degree of freedom", pp. 19–20, 22–3.

会の正統性を損なうもので、議会改革の要求をかえって正当化した。いまひとつは、自然権と関係する。請願の権利は国制に由来するというよりはむしろ、イングランド人の生来の権利というわけである。⁽⁵⁶⁾ これともかかわるが、3点目として、請願の権利がたがいに関連しあう政治的諸権利の一部として考えられたことも指摘しなければならない。そうした諸権利のなかでとくに重視されたのは、集会の権利と、言論ならびに出版の自由の権利であった。ここでいう集会とは、パブリック・ミーティングとほぼ同一視してよい。

18世紀末から19世紀前半の時期になると、議会に請願を提出する権利は、国制の一部を構成するものとして許容されるようになっていた。ときの首相ウィリアム・ピット(小ピット)も、こう述べている。「権利にかかる問題として、想定上の、もしくは実際に生じた不満を、すべての人びとが議会に報告できるというの、わたしも広く認めているところなのです」。⁽⁵⁷⁾ もっとも、ピットのこの発言は、1795年に制定された扇動集会禁止法(The Seditious Meeting Act)⁽⁵⁸⁾ の審議でなされたものであった。チャールズ・ジェイムズ・フォックスら野党の議員たちは、この法がパブリック・ミーティングの開催を制限し禁止するどころか、請願の権利を破壊しかねないとして強く反対したのにたいし、ピットは扇動集会禁止法の必要性を訴え、その制定を擁護すべく以上のように発言したのである。政治党派や解釈の違いはおくとしても、先述した請願の権利と集会の権利の関係を、ここにもみることができよう。

17世紀後半以降の請願とパブリック・ミーティングの歴史とは、たがいに密接に重なりあう過程として考えてもあながち誤りとはいえない。とはいっても、19世紀以降、議会への請願の権利が国制主義の脈絡のなかで理解されていたのとは対照的に、パブリック・ミーティングの権利はなお揺らいでいた。ヴィクトリア朝の中期にあたる1850年代後半には、「女王もしくは議会両院に請願する目的のために、州のシェリフもしくは市長により合法的に召集された集会」というパブリック・ミーティングの定義が貴族院の議事録に確認される。一見これは首肯できそうに見えるものの、かならずしも広く共有されたものとはいえず、その当時みられたパブリック・ミーティングのごく一部の特徴をしめすものでしかない。じつは、議会

(56) *Ibid.*, pp. 28–32.

(57) *Ibid.*, p. 32. Cf. Miller, ‘Petition! Petition!! Petition!!!’, pp. 50–1.

(58) Knights, ‘The lowest degree of freedom’, pp. 32–3.

(59) *The Parliamentary Register, or, History of the proceedings and debates of the Houses of Lords and Commons*, xlivi, pp. 194–247: Commons, 17 November 1795, esp. p. 243.

(60) 36 Geo. III, c. 8. 1795年に时限立法として成立した扇動集会禁止法は、都市や州の当局の許可なく50人以上が参加する集会を開くことを禁止したものだが、ここでいう集会とは、もっぱら国王や議会両院への請願や上奏文などの提出を目的としたものを意味した。なお、扇動集会禁止法は、その後も同じく时限立法として、1817年と1819年にもそれぞれ制定された。Katrina Navickas, *Protest and the politics of space and place, 1789–1848* (Manchester, 2016), chapters 2 and 3; Robert Poole, ‘Petitioners and rebels: petitioning for parliamentary reform in Regency England’, *Social Science History*, xlivi (2019), pp. 553–79などを参照されたい。

(61) Navickas, ‘The contested right of public meeting in England from the Bill of Rights to the public order acts’, *Transactions of the Royal Historical Society*, 6th ser., xxxii (2022), pp. 199–22.

(62) *Parliamentary Debates*, 3rd ser., cxlii, cols. 1363–6: Lords, 13 July 1857, esp. col. 1365.

(63) E.g., *The Parliamentary Remembrancer*, i (1858), pp. 31–2: Lords, 26 February 1858.

への請願以外の目的のために、パブリック・ミーティングが数多く開催されたのである。⁽⁶⁴⁾

最後に、パブリック・ミーティングの権利について、カトリナ・ナヴィカスの研究をふまえて、19世紀後半以降の状況をごく簡単に述べておこう。パブリック・ミーティングの権利が議会でふたたび活発に議論されるようになったのは、第2回選挙法改正が実施された1867年前後のことである。1860年代から80年代にかけて、ロンドンのトラファルガ・スクエアやハイド・パークを舞台とした、労働者や社会主義者による大規模集会の実施の試みが議論を喚起し、権利の擁護もしくは規制を目的とした法制定を促すこととなる。とき同じくして、パブリック・ミーティングの権利は、ほかの2つの既存の権利としだいに結びつくか、矛盾すると考えられるようになった。ここでいう権利とは、ひとつは公園のような公共空間で休憩や運動をする権利、もうひとつは公道を自由に往来する権利である。前者にかんしては、屋外で開催される大規模なパブリック・ミーティングとの関係が問われることとなる。後者の場合、パブリック・ミーティングの実施が、公道の往来の妨げになるとして、しばしば警察や当局の取り締まりの対象となつた。その後19世紀・20世紀の世紀転換期になると、新しい攻撃的な政治運動の出現が、パブリック・ミーティングの権利に従来とは異なる問題を突きつけた。戦間期に入ると、そのような政治運動がさらに強まり、ファシストとコミュニストが集会や行進で激しく衝突したことが公秩序を脅かすとして、1936年には公共秩序法（Public Order Act）が制定されるにいたつた。パブリック・ミーティングの権利がようやく明文化されたのは20世紀末のこと、ブレア政権下で成立した人権法（Human Rights Act, 1998）においてであった。⁽⁶⁵⁾⁽⁶⁶⁾⁽⁶⁷⁾

おわりに

最後に、パブリック・ミーティング研究の今後の課題を簡単に述べることで、本稿のむすびをしたい。

18世紀後半以降のイギリスにおけるパブリック・ミーティングの全体像と特徴の解明が、まずは大きな課題としてあげられよう。だが、本稿でも述べたように、仮に新聞資料に限定して考えたとしても、データベース上のパブリック・ミーティングの検索件数は16万を超える。いくらデジタル化が進んだ現在でも、これだけの量の情報をひとりの研究者が処理するのは不可能であるにちがいない。時代や地域、資料など対象を限定しつつ、ケース・スタディを積み重ねてゆくことが求められる。そのさい、開催の日時や場所、目的、主催者、参加者とその属性——地位・職業やジェンダー、階級など——といった情報を収集する必要があるだろう。

(64) Navickas, 'The contested right of public meeting', pp. 210-1.

(65) Ibid., pp. 207-8. Antony Taylor, "Commons-stealers", "land-grabbers and "jerry-builders": popular radicalism and the politics of public access in London, 1848-1880', *International Review of Social History*, xl (1995), pp. 383-407 もみよ。

(66) Navickas, 'The contested right of public meeting', pp. 212-7.

(67) Ibid., pp. 217-20. 人権法については、田島裕訳『イギリス憲法典——1998年人権法[附・解説]』(信山社、2001年)を参照のこと。

ただし近い将来、研究者個人がビッグデータを処理できる方法が開発されれば、この課題は解決にむけて前進する可能性がある。⁽⁶⁸⁾

本稿では、近年大きく進展している請願研究もあわせて検討した。しかしながら、議会への請願の提出を目的としたものに限定して、パブリック・ミーティングの研究を進めることは、議会の存在もしくは民主化の過程を重視する既存のメタナラティヴを強化し再生産することに寄与しかねない。17世紀末以降、議会はイギリスの国制の柱にして公共圏の要であり続けた。その歴史的意義はいくら強調してもしすぎることはない。だが、パブリック・ミーティング研究で重要となるのは、そのようなメタナラティヴを前提とすることなく、また有名な政治運動や事件ばかりに焦点をあてるのではなく、より日常的な政治の領域に注目することではないだろうか。そうして獲得された知見や準拠枠は、政治参加や世論形成の問題への新たな解釈をもたらすかもしれない。

[付記] 本研究は、JSPS 科研費 JP19H013330 の助成を受けたものである。

(68) この点にかんしては、藤川隆男ほか「歴史研究におけるビッグデータの活用——オーストラリアを中心に」、『西洋史学』268号（2019年）、50–61頁が参考になるだろう。